

# 令和2年度 事業計画書

## 1 基本方針

我が国の最近の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的な広がりを見せ、業界・規模に関わらず景況感が大幅に悪化しています。中国国内の移動や生産活動の停止で、輸出入関連が大きく影響を受け、さらに、訪日客の減少や各種イベントの自粛に加え、消費税率引き上げによる需要減退、世界的な株価下落も下押し要因となり、今後の国内景気の見通しは、新型コロナウイルス感染症などのリスク要因も多く、緩やかな後退が続くものと見込まれています。

このような状況の中で、少子高齢化が急速に進展し、現役世代の労働力人口が大幅に減少する中、全国シルバー人材センター事業協会が掲げる会員 100万人計画に基づき、当センターにおきましても、出張入会説明会やチラシの全戸配布を行うなど、会員の加入・促進への取り組みを積極的に押し進めてまいりました。

また、今年度から入会時の会費の月割制度の導入や街頭でのシルバー人材センター相談会を実施するなど、更に会員拡大への取り組みを強力に推進してまいります。

今後、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる発展を期すべく寝屋川市や関係機関等の連携・協力を強め、会員数に応じた就業機会の確保と多種多様な受注に対応するため、会員の拡大への取り組みを積極的に推進します。そして就業を通じて企業の従業員不足や一般家庭における些細な「困りごと」の解決に貢献し、地域にとって必要とされるシルバー人材センターを目指してまいります。

## 2 実施計画

### (1) 就業開拓提供事業

企業、一般家庭、各種団体、官公庁に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会の拡大・促進を行い、受託した業務を就業希望会員に提供します。

また、センター事業の理念に賛同し、健康で働く意欲の高い高齢者の入会促進と、特に女性高齢者の入会促進を積極的に推進し、会員拡大に努めます。

## (2) 指定管理事業

平成31年度から5年間指定管理者として指定を受け、指定管理事業として寝屋川市都市公園（11箇所）及び寝屋川市公園墓地の管理運営を実施します。快適かつ安全に施設を利用していただくため、適正な維持、管理に努めます。

自主事業として、花の植栽・樹木チップ及び腐葉土づくり・グリーンカーテン・花の種及び苗の無料配布等緑化の啓発・推進、工作教室等の開催、植物の実及び処分樹木の販売を実施するとともに、今後、有料施設における物品の貸出・販売を行い、施設利用率の向上に努め、「利用しやすい施設」を目指した事業を積極的に推進します。

また、今年度より打上川治水緑地に設置された有料駐車場の適正な維持管理に努めます。

## (3) 普及啓発事業

事業に対する理解と協力を得るため、ホームページの刷新や企業、一般家庭、各種団体、官公庁に就業開拓及び入会促進用リーフレット等の配布や設置を行うなど、積極的な普及啓発活動の推進に努めます。

また、市内の商業施設での普及啓発活動や「シルバーの日」のPRを兼ねたボランティア清掃や各種イベントなどへ積極的に参加し、シルバー事業の周知・啓発に努めます。

## (4) 研修・講習会事業

就業機会の拡大・確保を図るため、会員及び高齢者に対して、就業等に必要な知識及び技能の取得や資質の向上を目的とした各種研修・講習会を実施します。

## (5) 相談事業

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、定期的な入会説明会に加え、会員が不足している地域を中心に出張入会説明会を開催し、会員の加入促進を図るとともに、会員及び高齢者に対し常時就業相談を行います。

## (6) 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業推進委員会を中心として、①安全運転講習会の開催②就業

現場へのパトロール③発注者に対する安全管理のための啓発④安全就業基準の周知徹底を図るとともに、自己の健康管理意識を高めるための啓発についての情報提供を行い、安全・適正就業の更なる意識向上に努めます。

また、会員の適正就業を促進するため、「適正就業ガイドライン」を活用し、適正な就業の確立と不適正な就業の根絶に向けて取り組みます。

#### (7) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる仕事の求人を企業等から受け、希望する高年齢者に対して、就業情報を提供し、有料による就職の斡旋を行います。

#### (8) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の範囲で、請負・委任による就業になじまない事業については、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業による就業を提供し、派遣事業の拡大と適正就業の推進に努めます。

また、今年度から派遣労働者の同一労働、同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との間で、均等・均衡待遇を確保するよう努めます。